

松本市告示第428号

松本市ごみ有料化検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成21年7月29日

松本市長 菅 谷 昭

松本市ごみ有料化検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市一般廃棄物処理計画に基づき、ごみの排出量に応じた負担の公平化及びごみの減量化を目的とした家庭ごみの処理有料化を検討するため、松本市ごみ有料化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、家庭ごみの処理有料化等に関する事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する

2 委員は、次に掲げる者のうち市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 有識者
- (3) 町会連合会代表
- (4) 環境衛生協議会連合会代表
- (5) 消費者団体代表
- (6) 公募者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の報告が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民環境部環境清掃課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月29日から施行する。